

議 事 日 程

開議日時 令和6年12月11日(水)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(総務消防委員会)
- 第3 議第190号ないし議第202号及び議第204号 令和6年度京都市一般会計補正予算 ほか13件(予算特別委員長報告)
- 第4 議第140号ないし議第142号及び議第188号 京都市新北庁舎(仮称)新築工事請負契約の変更について ほか3件(総務消防委員長報告)
- 第5 議第135号、議第149号、議第151号、議第181号、議第183号ないし議第187号及び議第205号 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか9件(環境福祉委員長報告)
- 第6 議第143号ないし議第148号、議第152号ないし議第170号、議第189号、議第203号、市会議第16号及び市会議第17号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について ほか28件(文教はぐくみ委員長報告)
- 第7 議第136号ないし議第139号、議第171号ないし議第180号及び議第182号 京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について ほか14件(まちづくり委員長報告)
- 第8 議第134号及び議第150号 京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件(産業交通水道委員長報告)
- 第9 議第206号 令和6年度京都市一般会計補正予算
- 第10 議第207号 京都市教育委員会委員の任命について
- 第11 諮第5号 人権擁護委員の推薦について
- 第12 諮第6号 人権擁護委員の推薦について
- 第13 諮第7号 人権擁護委員の推薦について
- 第14 諮第8号 人権擁護委員の推薦について
- 第15 諮第9号 人権擁護委員の推薦について
- 第16 市会議第18号 「103万円の壁」を早急に解消することを求める意見書の提出について
- 第17 市会議第19号 住宅宿泊事業法の改正を求める意見書の提出について
- 第18 市会議第20号 慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策の強化を求める意見書の提出について
- 第19 市会議第21号 能登半島地震の復興支援及び京都と北陸を結ぶ特急「サンダーバード」の拡充を求める意見書の提出について
- 第20 市会議第22号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について
- 第21 市会議第23号 裏金問題の真相解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について
- 第22 市会議第24号 紙の保険証廃止の撤回を求める意見書の提出について
- 第23 市会議第25号 物価高騰等に対する事業者支援を求める意見書の提出について
- 第24 市会議第26号 第一種低層住居専用地域における届出要件や運用の厳格化を求める決議について
- 第25 市会議第27号 京都市立学校の給食費の無償化を求める決議について
- 第26 市会議第28号 行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議について
- 第27 市会議第29号 北陸新幹線の延伸ルートについて住民投票等により広く市民意見聴取を求める決議について

~~~~~  
〔午前10時1分開議〕

**議長(西村義直)** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。森田守議員と大津裕太議員とにお願いいたします。

~~~~~  
議長(西村義直) この場合、議長から御報告申し上げます。請願第352号ほか1件はお手元に配付してあります文書のとおり、それぞれ請願者から取届が提出されましたので、取下げを認めることといたします。

次に、市長から損害賠償の額の決定及び市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起についての専決処分報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、人事委員会から議第201号、議第202号及び議第204号京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件に関する意見書が提出されました。この写しは、お手元に送付いたしておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程に入ります。

日程第1、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願4件及び陳情3件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第2、**請願審査結果について**を議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。森田ゆみ子議員。

〔森田ゆみ子議員登壇（拍手）〕

森田ゆみ子議員 日本共産党京都市会議員団は、請願第356号の核兵器禁止条約への署名及び批准等の要請の不採択に反対し、本請願の採択を求めていますので議員団を代表して討論します。

広島と長崎に原子力爆弾が投下され79年がたちました。しかし、今ロシアのウクライナ攻撃、イスラエルのガザへの攻撃などと共に、世界の主要な閣僚が核兵器による威嚇発言を繰り返しています。日本は、中国や北朝鮮の核政策強化に対してのアメリカが行う核戦略強化に巻き込まれる極めて危険な方向に進もうとしています。核兵器のない世界の最大の障壁になっているのは核抑止論です。核抑止論とは、核兵器を使用することで他国からの攻撃をとどめようとするものです。つまり、広島・長崎のような非人道的な惨禍を引き起こすことをためらわないというものです。核なき世界の切実な願いに背を向けるこの流れは極めて重大です。

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約は、核兵器についての開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。日本は世界で唯一の戦争被爆国です。日本こそ率先して核兵器禁止条約に加盟し、世界各国に向けて署名及び批准を呼び掛けるべきです。

昨日12月10日、オスロで日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されました。自らのこれまでの苦しみを今後誰一人として味わせたくないという被爆された方々のメッセージと地道な活動が評価されました。これは世界の戦争を一刻も早く終わらせたいという願いとリスペクトが示された希望の光だと思います。京都市は、1983年に非核・平和宣言を採択しており、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求めることを宣言しています。2016年、門川前市長も核兵器廃絶・核兵器禁止条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名に賛同し署名をしています。請願第356号の核兵器禁止条約への署名及び批准等の国への要請は、京都市が今まで行動で示してきたことと同じ行動を国に要求するものです。日本被団協の皆さんがノーベル平和賞を受賞された今こそ、京都市会で採択すべきです。

以上、同僚議員の皆さんの賛同を呼び掛けて討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、総務消防委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本件は、総務消防委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第3、**議第190号ないし議第202号及び議第204号令和6年度京都市一般会計補正予算、**

ほか13件、以上14件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、田中たかのみ議員。

〔田中予算特別委員長登壇（拍手）〕

**予算特別委員長（田中たかのみ）** 本委員会に付託されました議第190号令和6年度京都市一般会計補正予算、ほか13件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月3日に、第1分科会では行財政局及び消防局に対して、第2分科会では教育委員会に対して、第3分科会では交通局及び上下水道局に対して、それぞれ質疑を行い、6日に各分科会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、令和5年度の決算黒字等を活用し、人事委員会勧告等を踏まえた職員給与改定を行うなど総額70億9,900万円を補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、補正予算全般に関しては、企業への支援や市民への還元、災害への備えとして財政調整基金を十分に確保していく必要性、行財政改革で市民に負担を求めた一方で財政黒字の状況や職員の給与改定を行おうとする状況下においては市民への還元も選択肢として検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、職員給与改定に関しては、人事委員会勧告を尊重しつつも個別の状況に応じて給与改定のタイミングが適切かどうかを判断する必要性、物価上昇や民間の賃上げが今後も見込まれる中で職員給与の更なる増額を見据えて財源を十分に確保する必要性、直近の物価上昇率を下回る改定率となる職員が存在することに対する認識及び当該職員のモチベーション低下への懸念、担い手不足や若手職員の離職の解消に向けて給与アップだけでなく職員がやりがいの持てる環境づくりに取り組む考え、教職員の給与改定における非常勤講師やスクールカウンセラー等の取扱い、市バス運転士のモチベーション向上や運転士確保の観点から人事委員会勧告以外の要素も踏まえた給与の引上げ改定も行えるよう柔軟に検討すべきとの指摘、これからの上下水道事業を担う若手職員の離職対策として給与改定以外の取組も進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、税務システム等の標準化に係る検討業務に関しては、税務システムの標準化に係る本市及び他の政令指定都市の進捗状況、本市独自の減税施策に係る標準化システムへの統合や業務分析の実施の見通し、税の標準準拠システムへの移行に向けた業務分析等に係るコンサル業務の委託先の候補などについて質疑や御意見がありました。

次に、全員制中学校給食の実施に係る給食センター整備運営事業に関しましては、19年間の長期運用を踏まえた債務負担行為設定における物価変動等の考え方、入札公告前に債務負担行為の設定に至った経緯及び入札時の上限額の考え方、一部民間調理場の活用に係る委託料の見込み、献立及び調理工程の分散に係る検討状況、2時間喫食が必ず実現できてコスト面でも差がない自校・親子方式での実施を再検討する考え、検討委員会で重要性が強調された栄養教諭の全校配置に係る検討状況、これまでの小学校給食の実績を引き継いで手作りを基本とした安全で温かくておいしい給食を展開する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の片桐委員、小島委員、繁委員、平田委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団及び無所属の井崎委員は、議第190号に反対し、そのほかの議案についてはいずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第190号については多数をもって、残余の議案13件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。山本陽子議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

**山本陽子議員** 日本共産党議員団は、議第190号2024年度一般会計補正予算に反対の態度を表明していま

す。私は、議員団を代表し理由を述べ討論します。

まず、消防署職員を含む京都市職員の給与について、月例給2.23パーセント、期末勤勉手当0.1月を引き上げ、また教員については京都府の教員の給与水準との均衡を踏まえ、月例給を3.25パーセント引き上げるための50億6,700万円は、人事委員会勧告を踏まえ民間準拠で昨年から大幅に増額改定となるものであり、物価高騰に対応する賃上げを実施していくために是非とも必要であり賛成します。議第190号の給与改定分については必要であることを重ねて表明するものです。

一方、全員制中学校給食の実施に係る給食センター整備事業について、令和7年度から25年度までの446億7,000万円の債務負担行為の設定は、巨大給食センター工場をPFI手法で、設計・建設・運営することで、子供たちにとって、食育や食の安全、質の確保を担保できない懸念があるにもかかわらず推し進めていくものであり、極めて重大であります。議第190号に反対する理由はその点にあります。

学校給食衛生管理基準と大量調理施設衛生管理マニュアルは、食中毒を予防するために、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に喫食することが望ましいとされています。食の安全を約束するならば、2時間以内の喫食が必ず守られる実施方式であることは必須の条件です。しかしながら、代表質問でも明らかにしたように、他都市の大規模給食センターでは、喫食までに3時間半以上も掛かっている所が複数存在し、それが常態化している事実があることは看過できないのではないですか。京都市は、大規模な食数・学校数で、かつ広範囲の実施であり、2時間喫食を守れないリスクは全く払拭されていません。教育委員会は、その重要性を認識しながら2時間以内の喫食に努めると言うだけで、さらに2時間喫食が守られないと罰則や保健所からの処分があるというのではなく、望ましいと示しているものと言いつを後退させており、懸念は増すばかりであります。

また、食育の要である栄養教諭は、巨大給食センターでは48校分でも6,000食以上で3人の配置になるところ、教育委員会は少なくとも6名くらいは必要と答えました。しかし、それでも月に数回しか巡回できず、どれだけ子供たちの食の課題に対応することができるのか。栄養教諭が少なくとも給食センターに見学ルートを設置することで食育は行えるとする発想が、人との関わりで育まれる子供たちの豊かな育ちを軽視するものであり、せめて小学校と同様の栄養教諭の配置は必須です。

さらに、コストについて、民間調理場13校5,500食の委託費は、15年で100億円ものランニングコストが掛かることが判明しました。給食センターの債務負担行為446億7,000万円と合計すると547億円にもなります。当初長大が出したセンター方式の総事業費の見込み441億円をかなり上回るものであり、そうであるなら、中学校から中学校へ運ぶ兄弟方式での検討もするべきではありませんか。学校調理の実施検討が不十分であることは禍根を残すこととなります。

ほかに、大規模化で地産地消の食材調達が困難になる懸念や地域ごとの特色ある給食が実施できないこと、また何十台もの配送トラックによる環境や交通への懸念などなど、PFI手法による巨大給食センター工場が、子供たちにとって食育や食の安全、質の確保を担保できない懸念は更に増大するばかりです。子供たちの未来によりよい給食を実施できたと言えるためにも、このような問題のある事業は見直し、兄弟方式を含む学校調理の全員制中学校給食にすべきであるということを申し述べて討論いたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、中高しゅうじ議員に発言を許します。中高議員。

〔中高しゅうじ議員登壇（拍手）〕

**中高しゅうじ議員** 私たち維新・京都・国民市会議員団は、議第190号から202号及び204号における京都市一般会計補正予算に賛成を表明しておりますので、私は議員団を代表し、その理由を述べ討論いたします。

今回職員給与改定は約50億円の予算が組まれております。人事委員会勧告を踏まえた増額であることは承知のうえですが、前年度の給与改定と比較すると、その上げ幅は約10倍と規模の大きいものとなっております。社会全体としてインフレ傾向であること、何より国民の所得を上げることが切に求められていることから、今回の改定を賛成するものですが、次年度以降、今回の改定額の財源を確保していくことは厳しくなると予想されます。今回の行政運営の効率化も進め、健全な財政運営の下、人件費の捻出が財政運営に支障を来さないよう行財政改革について一層の御努力を求めます。

公営企業の給与改定についてですが、本市のバス運転士においては令和3年度ベースでほかの政令指定都

市よりも20パーセント程度低い状況が続いておりました。その後の改定によりその差は数パーセント程度に改善されているものの、明確でないとはいえ、依然として他都市よりも給与額が低い状況にあることが想像に難くありません。今回の改定と独自措置により更なる改善が実施されることは喜ばしいことではありますが、運転士の成り手がいない現状で、全国に門戸を広げ新規採用を募集しているという観点から、他都市と同一規模の給与となるよう、今回の独自措置と同様かそれ以上の対応ができないか、引き続き可能な範囲で御検討いただければと考えております。

加えて、独自措置に添えて提案されている超勤分の補正予算についてですが、超勤分を支出するということは、その金額だけどなたかが無理を押しつけて業務に従事して下さっているからこそです。こういった方々に対するケアについて、超勤分支給にとどまらず、組合や営業所だけに頼らない、担当部局が直接運転士より話を聞く機会の創設や昇給の機会が少ない運転士に対する更なるインセンティブの検討を求めます。

次に、給食センター整備運営事業に関してですが、我が会派からもかねてより分散化も含めリスクヘッジについての具体的な提案してまいりました。給食センターからの配送では、一定配送時間に無理が生じるリスクを懸念していたことから、今回の民間調理場も含めた計画が進められることは非常に評価しております。今後も引き続き2時間以内喫食の厳守はもちろん、安心・安全なおいしい給食の提供に向け取り組んでいただくことを望みます。

以上の観点から、我が会派として令和6年度補正予算については賛成とするものです。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、井崎敦子議員に発言を許します。井崎議員。

〔井崎敦子議員登壇（拍手）〕

**井崎敦子議員** 私は、議第190号一般会計補正予算について給与改定実施に伴う給与費については賛成いたしますが、全員制中学校給食の実施に係る給食センター整備運営事業費の債務負担行為446億7,000万円に対して反対をするものです。全員制の中学校給食の実施方法については、文教はぐくみ委員会で継続審議されてきましたが、現在も自校方式や親子方式での実施を求める市民の声が多く、京都市によりよい中学校給食を目指す署名推進実行委員会は、学校調理での給食実施を求めてこれまでにおよそ3万4,000筆の署名を集めておられます。

また、会の方から教育委員会との対面での面談も求めてこられたようですが、それが現在も実現されないままとなっています。なぜ直接対話をされなかったのでしょうか。このままでは多くの市民が声を聞いてもらえなかったという思いのまま事業が進むこととなります。より多様な声を市政にいかしていただくためにも、積極的に市政運営に関わろうとくださる市民の皆様とは直接対話をし、折合いを付けていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。市民参加での熟議を求め今回の補正予算には反対いたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第190号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）**多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案13件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）**御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（西村義直）日程第4、議第140号ないし議第142号及び議第188号京都市新北庁舎（仮称）新築工事請負契約の変更について、ほか3件、以上4件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、おんづか功議員。

〔おんづか総務消防委員長登壇（拍手）〕

総務消防委員長（おんづか功）本委員会に付託されました議第140号京都市新北庁舎（仮称）新築工事請負契約の変更について、ほか3件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を

御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月4日に行財政局に対し質疑を行った次第であります。

まず、議第140号から142号新北庁舎（仮称）新築工事請負契約の変更、ほか2件、以上3件については、理事者から、工事設計時点では確定していなかった各部屋の用途等の確定に伴い、間仕切り、建具等を追加・変更するほか、電気設備や空気調和設備の仕様を変更する必要が生じたこと、想定外の地中障害物の撤去に係る工程の見直しに伴う対応のほか、世界的な半導体不足に伴い設備機器の納期に少なくとも1年以上要することが判明したことから、店舗化工事の一部を前倒しする必要が生じるなど、工事着手後に新たに判明した事象により施工計画を見直す必要が生じたこと、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不適当となったため、請負人からの請求により、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等に基づき積算した額に変更する必要が生じたことから、それぞれ請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

これらに対し、インフレスライドに伴う増加額をはじめとした契約変更理由の詳細、組織改編が度々行われる市役所の性質を踏まえ、レイアウトの変更を前提とした想定間仕切りを工事設計時点で見込まなかった理由、店舗化工事においてあらかじめ設置する設備の費用負担の考え方、京都のシンボルである市庁舎への入居に当たっては京都産品を取り扱うなど京都ならではの特色ある店舗となるよう取り組む必要性、市民生活の行政需要に対応する財源の確保に向けて大型整備事業は抑制すべきとの指摘、インフレスライドによる増額分が現場への賃上げに反映されるよう実態を把握するとともに公契約基本条例に賃金条項を明記する必要性、市民が整備の効果を実感できるような利活用を進めることで市庁舎を新しい公共の推進の象徴とする必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第188号当せん金付証券の発売金額については、理事者から、令和7年度に発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売金額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、観光客が簡単に購入できるよう市内観光施設の入場券売場の周辺に宝くじ販売ブースを設置する考え、市内での宝くじの購入が京都の振興につながることも含めて情報発信することで売上げの増加につなげる必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第140号から142号については反対し、議第188号については原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第140号から142号については多数をもって、議第188号については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直）これより表決を採ります。まず、議第140号ないし議第142号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第188号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）**日程第5、議第135号、議第149号、議第151号、議第181号、議第183号ないし議第187号及び議第205号京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか9件、以上10件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、玉本なるみ議員。

〔玉本環境福祉委員長登壇（拍手）〕

**環境福祉委員長（玉本なるみ）** 本委員会に付託されました議第135号京都市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか9件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月4日に、議第149号については環境政策局に対し、議第135号、151号、181号、183号から187号及び205号の9件については保健福祉局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第135号個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正については、理事者から、障害者自立支援医療特別対策事業及び地域生活支援事業に関する事務を行うに当たり、特定個人情報を扱った情報連携を可能にすることで制度利用者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する条例で定める事務を追加しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、マイナンバー情報と連携する事業の対象となる障害者への影響、マイナンバー情報と連携させる際の本人への確認方法及び連携を拒否した場合の対応などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第149号指定管理者の指定については、理事者から、環境保全活動センターの指定管理者として公益財団法人京都市環境保全活動推進協会を指定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、市内に他の環境教育施設を開設している状況下での京エコロジーセンターの役割及び意義、選定委員会での審査結果において職員体制の評価が他の項目と比較して低い要因、現在の職員体制及び賃金体系、人手不足の影響や物価及び人件費の高騰を考慮して受託者が収支計画や職員体制を構築できるよう取り組む必要性、地球規模での環境問題が深刻化する中において京エコロジーセンターが役割を十分果たすとともにしっかりと環境学習に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第151号指定管理者の指定については、理事者から、菊浜特別養護老人ホームの指定管理者として社会福祉法人洛東園を指定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、選定委員会での審査結果において運営実績の点数が低かった原因、指定管理者制度を導入している保健福祉局所管の施設数、指定管理者制度の導入目的が果たされているかどうかを検証する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第181号損害賠償の額の決定については、理事者から、山科福祉事務所における生活保護法による保護の実施に際し、被害者から収入の届出を受けたにもかかわらず、担当ケースワーカーが当該届出等に係る事務処理を怠り、保護費支給額の調整及び保護の停止又は廃止の処分が適切に行われなかった。このことにより、被害者は過大に支給された保護費相当額の返還請求を受けるに至ったものの、被害者が負担する必要のない医療扶助に要した費用が含まれていたため、本来は被害者が負担すべきであった国民健康保険の保険料相当額を控除した額を被害者の損害と認め、示談するため、損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、当該職員に対する求償の考え方及び求償額の算出方法、求償額の当該職員への説明の実施状況及び本人の受止め、今回の事案を教訓とした職員体制の充実に係る検討状況、管理監督者に賠償責任がないことに対する疑問、当該職員の今後の業務に支障が出ないようサポートする必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第183号から186号訴えの提起については、ほか3件、以上4件については、理事者から、相手方に対して、生活保護法に基づく返還金や徴収金、民法に基づく不当利得の返還を請求したが、徴収や返還に応じようとしないため、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これらに対し、一部の債権が時効により消滅した経緯及び時効に至るまでの本市の対応、裁判上の和解をする場合の条件などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第187号訴えの提起については、理事者から、相手方に対して国民健康保険法に基づき本市が代位取得した損害賠償金相当額の金員の支払を請求したが、返還に応じようとしないため、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、交通事故の被害者が

保険診療を受けた経過及び加害者の自動車保険への加入状況などについて質疑がありました。

次に、議第205号訴えの提起については、理事者から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者が訓練等給付費の不正請求を行ったことにより、本市は損害を被ったため、当該事業者の業務執行社員である相手方は、会社法の規定に基づき本市に対し当該損害を賠償する責任を負うが、相手方は不正の事実を争っており、任意の支払に応じる見込みがないことから訴えを提起するものであるとの説明がありました。これに対し、訴えの相手方が会社ではなく個人である理由、相手方との争点及び元利用者への対応、今後の不正請求を未然に防ぐため弁護士とも協議し厳格な姿勢をもって確実に債権回収を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属3名の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第135号については反対し、そのほかの議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第135号については多数をもって、残余の議案9件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第135号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案9件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第6、議第143号ないし議第148号、議第152号ないし議第170号、議第189号、議第203号、市会議第16号及び市会議第17号西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について、ほか28件、以上29件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、井上よしひろ議員。

〔井上文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

文教はぐくみ委員長（井上よしひろ） 本委員会に付託されました議第143号西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について、ほか28件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月4日に、議第189号については文化市民局に対し、議第152号から170号の19件については子ども若者はぐくみ局に対し、議第143号から148号及び203号の7件については教育委員会に対し、市会議第16号及び17号の2件については議案の提出者である共産党議員団及び無所属の井崎議員に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第143号から145号西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更、ほか2件、以上3件については、理事者から、賃金及び材料の価格の著しい上昇に伴い現行の請負金額が不適当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要が生じたこと、建設発生土に想定していなかった大量の礫が含まれており、処分先の受入れに当たって一定の大きさの礫と発生土を分別する必要等が生じたため、請負金額を増額する必要が生じたこと、換気設備等の仕様や施工方法を見直したことに伴い請負金額の減額が可能となったことから、それぞれ請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、インフレスライド条項の適用に伴う請負金額の増額分の労働者賃金の引上げ幅への反映状況に対する認識、空調及び衛生設備工事に係る経費の更なる減額に向けた他の施工方法の検討状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第146号から148号小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更、ほか2件、以上3

件については、理事者から、賃金及び材料の価格の著しい上昇に伴い現行の請負金額が不適当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要が生じたこと、くいの納期の遅延に伴い工程が遅れが生じ、期限内のしゅん工が困難となり各工事のしゅん工期限を令和7年1月31日から同年2月28日に延期する必要が生じたため、事務所の維持管理費や労務管理費等といった経費の増額が必要となったこと、排水配管を埋設する深さを見直したことに伴い請負金額の減額が可能となったことから、それぞれ請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、インフレスライド条項の適用に基づく人件費の増加額、元小栗栖中学校の今後の整備計画などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第152号から170号指定管理者の指定、以上19件については、理事者から、室町児童館ほか18施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、これまで複数の団体からの応募がほとんどない状況や事業の継続性及び安定性の観点から非公募で選定すべきとの指摘、児童発達支援センターこぐま園に指定管理者制度を導入する理由及び導入前後の委託費用の変化などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第189号公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更の認可については、理事者から、公立大学法人京都市立芸術大学が新たに大学施設の貸出しを開始するに当たり、施設利用料等の徴収を行うことに伴い同法人が徴収する料金の上限の変更について認可の申請があったことから、これを認可しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、大学施設を貸し出す目的及び意図、想定利用方法を踏まえた上限金額の設定の妥当性、施設の貸出しに当たっては学生や教職員の教育・研究活動だけでなく卒業生の活動にも配慮する必要性、施設利用時に従事する技術スタッフ等の人件費の考え方、文化芸術を広く捉え市民活動の場として柔軟に貸し出す必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第203号市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、理事者から、本市の他の定年前再任用短時間勤務職員等の改定に準じて、定年前再任用短時間勤務給食調理員及び暫定再任用給食調理員の給与について新たに住居手当を支給しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、市立小学校における正規職員による給食調理員の配置状況、将来的に正規の給食調理員がいなくなることへの対策、給食の安定的供給や安全な給食の提供に向けて正規の給食調理員の採用を再開する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市会議第16号子ども医療費支給条例の一部改正については、提出者である共産党議員団の委員等から、本条例は、本市の子ども医療費支給制度の遅れを取り戻すことが市政運営上極めて重要で、喫緊の課題であることから子ども医療費の支給対象を拡大しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団の委員から、新たな予算を伴う条例案の提出に必要とされる計画的かつ健全な財政運営を確保するような財政当局との調整が行われたとは言えないのではないか。恒久的な財源をどう捻出していくかということが非常に大事な視点であり、これが確保できるという根拠を示すべきではないか。財源が不透明で既存予算に手を加えることも明言しないのは提案者として無責任であり、安定的な財源を示すべきではないか。府市協調で制度の拡充に取り組んでいる中で恒久的な財源の裏付けもなく議案提出に至った理由は何かなどの質疑や御意見がありました。これらに対し、議案提出者の委員等から、令和5年度の単年度収支は88億円の黒字であり、財政調整基金に加えて、今後の大型公共事業の抑制や大企業への超過課税なども視野に入れることで、経費の捻出は十分可能である。府市協調で段階的に拡充を行う議論が始まっていることは我々も賛成し、前に進めていこうという立場であるが、同時に高校生以上の教育費負担が重いという切実な声を聴き、医療費助成の拡充を前進させたいとの思いから提案に至ったとの答弁がありました。このほか、昨年12月に全会一致で可決した府市協調の下で持続可能な制度として段階的に拡充することを求める決議と相いれない内容の条例案の提出に至った経緯、施行期日等の調整が不十分であるとの指摘などについても質疑や御意見がありました。

次に、市会議第17号市立学校の学校給食費の助成に関する条例の制定については、提出者である共産党議員団の委員等から、本条例は、保護者の負担を軽減するとともに、学校給食の質の維持向上を図り、子育て支援及び教育の充実に資することを目的として市立小中学校の給食費を助成しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団の委員から、計画的かつ健全な財政運営を確保するために執行機関としっかりと調整を行ったのか。予算規模を

踏まえ、小学校又は中学校のみを対象とするなど段階的な措置等を目指す選択肢もあるのではないかと。給食センター方式よりも多額の経費を要する自校・親子調理方式の導入を常に主張されているが、さらに無償化を提案するに当たって、その財源についてはどのように考えているのかなどの質疑や御意見がありました。これらに対し、議案提出者の委員等から、財源については執行機関と話し合いを重ねてきた。小中学校給食の無償化を最善としているが、負担軽減を目指すという方向性は他会派の皆さんとも一致していることから、御提案があれば検討していきたい。非常に大きな経費を要するが、財源については、今の社会情勢を踏まえどこに予算の重点を置くかを考えたときに、子育て支援に優先的に使うべきと考え提案しているとの答弁がありました。このほか、全員制中学校給食を実施するタイミングで無償化を目指す考え、給食費無償化を実施することで人口流出が止まった事例の有無などについても質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団は、いずれも市会議第16号及び市会議第17号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第143号から議第148号及び議第189号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第143号から議第148号及び議第189号については多数をもって、議第152号から議第170号及び議第203号については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、市会議第16号及び市会議第17号については、いずれも賛成少数で否決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直）これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

とがし豊議員 日本共産党京都市議員団は、無所属の井崎敦子議員と共に共同提案しております市会議第16号京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例、市会議第17号京都市立学校の学校給食費の助成に関する条例の制定について賛成を表明しておりますので、日本共産党を代表してその理由を述べます。

第1に、子供の医療費助成を18歳まで拡大し、小中学校の給食費を無償化する二つの条例案を実現することにより、京都市の子育て支援策の遅れを一挙に取り戻すことができるからです。本市の場合、全国よりも大きな落ち込みとなっている合計特殊出生率の深刻な低下に加えて、子育て世代の人口流出が深刻な課題となっております。経済的理由によって子供を産み、育てにくい社会の状況の改善が強く求められているのではないのでしょうか。

現に、国立社会保障・人口問題研究所が示した将来推計人口によると、京都市の子供世代が2030年には1割以上減少するとの予測が示されています。しかも、この推計が発表された後、合計特殊出生率の低下が指摘されているわけで、正に今、何の手だても打たなくてよいのか問われています。子供の医療費助成を18歳まで拡大している政令指定都市は、来年から入院・通院で実施する札幌市を含む20都市中15都市となります。京都府の中では26市町村のうち18自治体が18歳まで助成しています。通院での現物給付・一部負担金月200円が小学生まででとどまっているのは京都市のみとなっております。この格差の解消は待ったなしです。給食費の無償化を巡っては、既に全国の3割の教育委員会において無償化を進めており、本市でもぜひ実現してほしいという切実な声が世代を超えて寄せられています。本条例を制定することによって、現在京都市に住む若い世代が子育てに関わる医療費や給食費の負担を心配しなくていいまちに、この京都市をアップデートできます。そんな希望が開けるならばすばらしいではありませんか。今政治に必要なものは希望であります。

第2に、本市がこの条例実現で一步踏み出し、子供の医療費助成を18歳まで拡大することや給食費の無償化を進めることができれば、子育て支援策の遅れを取り戻すにとどまらず、全国的な子育て・教育無償化の流れを加速させることができます。12月9日、石破総理大臣は、学校給食の無償化の実施を問われ、実施校でも喫食しない児童生徒には恩恵が及ばないといった公平性、国と地方の役割分担や政策効果、法制面など考えられる課題を整理していくと、全国的な給食費無償化の検討状況を国会答弁されました。私たちが提案している給食費無償化は、選択制の中学校給食を注文していない子供、アレルギー対応で弁当を持参している子供、不登校の状況にある子供たちの世帯に対して給食費相当額を給付するとしています。今まで光の当

たってこなかったこうした皆さんに支援の手が届くこととなります。この進んだ内容での給食費無償化方式が全国の制度として採用されれば、どれだけ多くの子供たちに光が届くことになるのでしょうか。しかも統一地方選挙の際には、給食費無償化を全ての主要政党が公約しており、地方の動きが拡大することはこれらの国会情勢にも大きく反映するものです。今、正に無償化の決断をすべきときではないでしょうか。そして、これらの無償化が国の制度として実現するならば、教育や福祉の増進の財源として活用する道が開けるのではないのでしょうか。

第3に、本市の財政状況がこの二つの無償化を実行し得る財政状況にあるからです。審議に当たって他党派から、予算確保の見込みが立たない状況で提案したのではないかとの御指摘がありました。原局である教育委員会並びに子ども若者はぐくみ局との事前協議において必要となる財源を確認したところ、両事業で約50億円とのことでした。本市の財政は、前市長による財政破綻しかねないという財政見通しが大幅に外れて、財源不足どころか、通常の借金返済に加えて計画外の積立てによって公債償還基金は2,002億円まで積み上げました。かつ、2022年は77億円、2023年は88億円の大黒字決算が続いています。予算確保の見通しが十分立つことが明らかとなりました。予算提案権は市長にあり、本条例が制定されれば具体的には市長におかれて検討していただくこととなります。市当局も、行財政運営のフェーズが変わったとして市長自身が過少投資を見直す」と表明されています。この財政状況を念頭に置くと、徹底した予算の精査を行えば今般示した子育て支援策の拡充は十分可能であると考えます。

そのうえで、私どもは、更に四つの面から歳出入改革により財源捻出できる可能性をお示しした資料を提出させていただきました。

一つ目の更なる財源捻出の可能性は、不要不急の事業を見直すことです。京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業、鴨川東岸線第3工区、スマート区役所推進に資する取組、万博推進・機運醸成、スタートアップ創出プロジェクト、企業立地促進プロジェクトのうち大企業向け部分など、見直すだけで合計6億2,400万円の捻出が可能です。

二つ目は、新たな歳入の確保の取組です。一案として、法人市民税のうち大企業への超過課税を示しました。財政当局によると法人税割で5.9億円、均等割で4億円、計9.9億円の財源が見込めるとのことです。例えば大企業の法人税割に関しては、京都府の中で京都市以外の市町村で既に京都市よりも0.2パーセント高い法定上限までの税率を実施しており、14政令指定都市でも既に実施されています。

三つ目は、今後の行財政運営の見直しによる財源捻出の可能性です。市長は、新京都戦略において毎年35億円を過去負債の返済に充てつつ、これまでよりも毎年50億円多めに市債発行を認める財政運営を進めるとしています。これでは将来世代への負債の付け替えになってしまうのではないのでしょうか。将来世代への責任の果たし方は様々ありますが、私たちは現状の市債発行上限を堅持することで将来世代への返済や負担をなるべく軽くしたいと考えています。市債発行に伴う一般財源の支出の削減、利子の負担や公債償還基金への新たな積立てによる負担を軽減することができます。そのうえで過去負債の返済額を毎年5億円へと圧縮し、毎年30億円を財源として活用することを一案として示させていただきました。市債発行を400億円以下に抑制しようと思えば、確かに、北陸新幹線の京都地下延伸や堀川地下バイパス、国道1号線・9号線バイパスという新たな大型道路建設はやめなければならなくなるでしょう。平成初期の大規模投資のみならず、その後も繰り返されてきたような無駄遣いや過剰な投資も今後は改める必要があります。国が交付税措置で後々補填してくれる部分がありますが、全てではなく、その結果、今の苦しい公債費負担が財政難を招いていることを忘れてはなりません。

四つ目は、対象人口減少に伴う経費の圧縮です。冒頭で御紹介したとおり、京都市の子供人口が5年で1割減少すると推計されています。子育て支援策の強化などの効果が出てくるのは一定の年月を要することから、対象となる子供世代の減少はしばらく避けられません。推計どおりとなった場合ではありますが、結果として、令和7年度から令和12年度までに計15億円程度圧縮されますが、財政調整基金を活用しこの15億円を6年で平準化すると、当初よりも毎年2.5億円程度の経費を圧縮することが可能です。子供が減れば財政負担が軽くなり、子供が増えれば負担が増えることは子育て支援策のジレンマではありますが、統計データの範囲での試算を示しました。

最後に、今回の私どもの提案に対して、日本共産党は、子供の医療費や給食費の無償化のほかに、民間保育園の補助金の拡充や敬老乗車証を元に戻すことなどを提案しており、そんなにたくさん実現できるのかと

いう率直な御意見も頂きました。私どもは、もとよりもちろん抜本的な歳出入改革を行う中でこれら施策を総合的に実現したいと考えております。今回の提案は、より多くの皆さんと一致できる市会としての一致点を探求し、喫緊の課題である子育て費用の二つの無償化に限定することにしました。市民の願いに応える議会としての役割を果たそうとするものと考えております。若い世代が夢と希望を持って生きていける京都へ、同僚議員の皆さんが決断いただくことを心からお願いして賛成討論とします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） 次に、みちはた弘之議員に発言を許します。みちはた議員。

〔みちはた弘之議員登壇（拍手）〕

みちはた弘之議員 自由民主党京都市会議員団は、日本共産党京都市会議員団及び井崎議員から提出された市会議第16号及び17号について反対するとの態度を表明していますので、私は議員団を代表してその理由を申し述べ討論を行います。

今市会に提出された両議案については、恒久的に多額の一般財源が必要となる本市予算編成に大きく影響する事業であります。議員提出議案については、地方自治法第97条第2項において首長の予算編成権を侵してはならないこととされています。また、令和3年の政府答弁書によると、地方議会の議員は新たに予算を伴うこととなる条例案を議会に提出することはできるが、計画的かつ健全な財政運営を確保するため、あらかじめ執行機関と調整したうえで提出することが適当であるとの見解が示されているところであります。この政府見解及び京都市政の安定的な財政運営の観点からも、今回の提出議案については大規模な予算を伴うものであり当局との調整が不可欠であります。12月4日に開催された文教はぐくみ委員会における我が会派津田議員からの質問に対する共産党議員団、井崎議員及び当局からの説明を踏まえると、恒久的な財源確保をはじめ当局との調整も不十分で、事業の財源も漠然と決算黒字を理由とするなどその根拠が明確に示されませんでした。これらのことを踏まえると、本提案については、政府見解によって必要とされる執行機関との調整ができていないと言わざるを得ず、また、実現可能性という意味では財政上の根拠に乏しいものであります。

子ども医療費支給制度については、これまで府市協調により費用を府市折半で段階的に拡充してきており、令和5年9月からは、小学生まで1医療機関・1か月200円を実現したところであります。また、令和5年12月には、京都市会全会一致で府市協調の下、持続可能な制度として段階的に拡充することを求める旨の決議を行ったところであり、共産党議員団及び井崎議員もこれに賛成されている状況にあります。今回の提出は、議員の議決責任を軽んじるものとして問題があることを指摘しておきます。この全会一致の市会決議を重く受け止め、我々自民党市議団も含め市総体で府に対して更なる制度拡充を求めてきたところ、令和6年9月の京都府議会代表質問において、我が自民党会派の府議からの質問に対して、知事から更なる制度拡充に向けて前向きな答弁があり、令和6年11月19日には、府により福祉医療制度のあり方に関する意見聴取会議の第1回会議が開催され、今後、子ども医療費支給制度の更なる拡充に向けて議論がされていく方向であります。

このように、これからまさに中学生まで1医療機関・1か月200円への拡充が具体的に検討されようとしており、これを府市協調で進めてきた場合には、恒久的に必要な年間3.2億円の経費のうち、市の負担が半分の1.6億円で済む大きなメリットがありますが、このタイミングで提案のとおり市独自で対象を18歳まで拡大することについては、これまでの府市協調の動きがストップしてしまう懸念があります。我が会派としても、子ども医療費支給制度の拡充については推進していくべきとの立場であります。拡充については全会一致で可決した市会決議のとおり、国の責任における全国一律の制度の創設を求めるとともに、府市協調の下、持続可能な制度として段階的にすべきでものであり、共産党議員団及び井崎議員の提出議案については反対するものであります。

次に、京都市立学校の学校給食費の助成については、京都市の人口流出が危機的な状況であることを踏まえた都市の魅力化の向上は急務と考えておりますが、毎年40億円という巨額かつ継続的に必要となる本市独自の財政支援を伴う点については十分な議論が必要であると考えております。もとより小・中学校の給食費無償化は、令和5年5月市会において、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、地方に交付することを強く要望する意見書を全会派による共同提案・全会一致で採択し、課題認識を市会各会派で共有する中、各会派・議員への十分な説明もなく、この度の議案提出に至っていることには大きな疑問を抱かざるを得ません。

給食費無償化は、教育の根幹に関わる給食制度に格差が生じないよう、また、自治体間の財政力の格差に左右されず安定的に運用できるよう国の責任で制度を構築すべきであり、国においても、文部科学省の実態調査も踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2024において無償化の課題整理等を行うとされているところであります。何よりも、本市財政状況を踏まえれば、抜本的・安定的に改善された状況にはなく、景気変動リスク等にも十分留意することが求められ、予断を許さない状況には変わりありません。今の本市教育環境を見たときに、今市会でも補正予算が提案されている全員制中学校給食の実施はもとより、全国に先駆け実施した普通教室の空調更新、災害時の避難所機能も有する体育館の空調整備、老朽化した学校施設の長寿命化改修など、子供たちの安心・安全な学習環境を守るための施設整備が喫緊の課題となっており、これにも多額の予算を確保する必要があります。とりわけ体育館の空調設備については、この度の国の緊急経済対策にも加速化する方針が示されるなど、本市財政負担を最小限に抑えながら整備を行えるよう時宜を捉えた取組としていく必要があります。

以上の点からも、松井市長の選挙公約、新京都戦略において、無償化の総合的な検討等が掲げられた中、給食費無償化という意義を否定するものではありませんが、恒久的に多額の一般財源の確保が必要となる点、ほかに優先すべき事業等との整理が十分に整わない中での議案提案には賛同できないとの立場で、反対討論とさせていただきます。

以上をもって討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直）次に、湯浅光彦議員に発言を許します。湯浅議員。

〔湯浅光彦議員登壇（拍手）〕

湯浅光彦議員 公明党京都市会議員団は、日本共産党議員団と無所属の井崎議員から提案されております市会議第16号及び議第17号について反対の態度を表明しておりますので、議員団を代表して以下にその理由を述べます。

まず、提案された条例案で強調されている子育て支援の充実につきましては、私ども公明党は、子供の幸せを最優先とする社会の実現を目指し、令和4年11月8日に子育て応援トータルプランを発表し、その中において保護者の経済的負担の軽減の観点からも、子ども医療費と学校給食費の無償化もしっかりと明記し、国への働き掛けをはじめ全国的に着実な支援を進めているところであり、また、毎年の京都市の予算要望にも18歳までの医療費助成を求めています。また、先日発表された新京都戦略においてもおのおの言及がなされており、京都市としても目指す方向性は何ら変わるものではありません。

では、なぜ反対するのか。まず第1に、予算を伴う条例を提案するための調整が不十分であるからです。地方自治法第149条第2号及び第211条により、予算編成権は首長の専権事項であることが明確となっております。また、法第222条により、首長が予算を伴う議案を提案する際には予算上の見込みを立てておく必要があります。さらに、議員提出議案については、法第97条第2項において、首長の予算編成権を侵してはならないこと、法第109条第6項及び法第112条第1項のただし書において、予算を提案することはできないとされております。しかしながら、そのうえで令和3年の政府答弁書において、地方議会の議員は新たに予算を伴うこととなる条例案を議会に提出することはできるが、計画的かつ健全な財政運営を確保するため、あらかじめ執行機関と調整したうえで提出することが適当であるとされております。委員会における質疑の中で担当局にこの点が確認されましたが、共産党議員団からは局は同意したと発言があるも、局からは同意した事実はないと答弁するなど、条例の内容及び予算に関し事前の調整と言えるものでは、とてもあったとは思えることはできません。我が会派も平成22年9月に自転車安心安全条例を提案した際には、執行機関と十分に調整し、他会派の皆さんにも説明を尽くし、京都市会120年の歴史で初めて同僚議員の御理解と御賛同の下、成立させることができたことを申し添えておきたいと思っております。

第2に、令和5年12月に、京都市会全会一致で府市協調の下で持続可能な制度として段階的に拡充することを求める決議を採択しております。この決議に共産党議員団も賛成されているのですから、全会一致で可決した決議を重く受け止めるべきであり、京都府においても、これらの決議を十分に踏まえて現在検討を重ねていると伺っているところであります。

次に、市会議第17号であります。給食費無償化は毎年40億円もの多額の財源を要する極めて大きな事業であります。地方自治体で容易に行える事業ではなく、我々公明党の主張も反映し、現在国において文部科学省の実態調査も踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2024において無償化への課題整理を行うとされて

おります。さらに、長く求めてまいりました体育館の空調設備についても、この度の国の緊急経済対策にも加速化する方針が示されたところであります。多くの財源が必要となり、国の動きも注視し、今後もしっかりと議論をしていく必要があることは言うまでもありません。委員会の質疑で明らかになったことは、先ほどの子ども医療費支援と同様に、担当局に対して必要な予算額の確認はあったものの事業実施についての調整を行うことはなかったとのことであります。共産党議員団から提出された市民216名を対象としたアンケート結果につきましても、給食費の無償化、子ども医療費の無償化、中学校給食のセンター方式よりも自校方式、保育料の無償化に高い数値が示されておりましたが、いずれも自由記述ではなくこの四つに特化したものであります。これは、多様な市民意見の結果として評価するには余りにも不十分であると判断せざるを得ません。そのうえ、給食無償化と子育て世帯の流出の因果関係についてその根拠を示すよう求めましたが、持ち合わせていないとのことであります。一つの課題をもっていたずらに他都市と比較し、京都市がいかにも劣っているかのごとくけん伝されることはいかなるものかと思えます。子育て世代の流出を防ぐには総合的な取組が必要であります。

最後に、両議案における財源の根拠について申し述べます。共産党議員団の提案説明では、令和5年度決算は88億円の黒字、財政調整基金は災害対応分を除いて20億円、過去負債の返済35億円をもって100億円規模の財源を見込むことができるとされ、加えて大型公共工事の縮減、大企業の法人市民税超過課税を最高税率まで引き上げるなどすれば、十分に賄えるとの主張でありました。これに対し、財政当局からの説明では、主張される黒字決算や財政調整基金は、安定した恒久財源ではなく、使えばなくなる一時的な財源であること。過去負債の返済を先送りすることは、将来世代により重い負担を押し付けることになり、京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例の基本理念にも反する行為であること。また、公共工事などの投資的経費についても、その70パーセント強が既存施設の維持補修等であり、新規と呼べるものは数億円程度しかなく、法人市民税の更なる超過課税における増収額は5億円程度であるとの答弁でありました。これからも安定的な恒久財源との根拠は不十分であると判断せざるを得ないため、この二つの条例案には賛成できないのであります。共産党市会議員団の皆さんは、決算黒字を理由に敬老パスや保育園の人件費補助の復活などを主張しておられます。また、中学校給食の自校方式も声高く主張されておりますが、現在進めているセンター方式に比べ多くの財源が必要となります。黒字財源は打ち出の小づちとも思っていられませんか。疑問に思わざるを得ません。

以上、議案に反対する理由をるる申し上げましたが、子ども医療費や給食費の無償化は、各自治体の財政状況によって左右されるものではなく、どこに住んでいてもこれらの事業は等しくあるべきであり、不毛な自治体間競争に陥ることなく、国が制度として確立すべきものであると考えます。本来、地方自治体が競争すべきなのは、郷土の独自性を発揮し、京都市であるならば京都市で子育てして本当によかったと思える子供の幸せを最優先とする京都市らしい取組・創意工夫を進めていくことこそ肝要であります。公明党はその実現のために全力で取り組むこととお誓い申し上げ討論いたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直）次に、片桐直哉議員に発言を許します。片桐議員。

〔片桐直哉議員登壇（拍手）〕

片桐直哉議員 私は、日本共産党京都市会議員団、無所属井崎敦子議員提案の市会議16号京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、市会議17号京都市立学校の学校給食費の助成に関する条例の制定について反対の立場を表明いたしておりますので、その理由を述べ討論いたします。

まず、市会基本条例にある民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと、市長等との議論を通じて、よりよい政策及び施策の実現に努めることという役割を果たそうと条例案を御提案されたことについては敬意を表するところです。しかしながら、本条例案については、地方自治法第97条や222条等との関係で課題があります。法の趣旨を尊重すれば行政と議会の二元代表制の関係の中で、議員提案の条例改正によって無償化を図っていくというよりは、子ども医療費については、昨年12月に子ども医療費支給制度の更なる拡充を求める決議が可決されておりますし、給食費の無償化については、この本会議に全議員との共同提案で決議を提案しておりますので、これらの決議をもって市会の意思を執行機関に示し、取り組んだ実施を求めていくことがより望ましいものであると考えているところであり、反対いたします。そのうえで、この条例案が求めている政策の必要性については、共通した理解を持つ

ております。

京都市においては、これまでから若年層や子育て世代の市外への流出が深刻な課題となり、この市会でも多くの議論を重ねてまいりました。現在、令和8年以降の市政の基本方針を示す長期ビジョンの策定に向けた取組の一環として様々な観点から市民の意見が集められています。京都の未来で大切にしたいことという問いに、子供、子育て世代にとって生活しやすいまちになってほしい、目指すだけではなく実際の親のニーズに見合った子育てしやすい都市へといった意見が多く寄せられていました。この間、市会においては京都市にはまだまだ投資が少ないのではないかと議論が何度もありました。私ももっと投資をしていくべきだと考えていますし、その中で最も重点を置くべき投資として、社会全体で子供の育ちを支えていくための次世代への投資、具体的には子育て・教育に掛かる家庭負担の大幅軽減を目指していくということであると考えています。そうした取組の一つとして、保護者の経済的負担を軽減し安心して子育てできる環境を整えることを目的に、18歳までの子ども医療費の支給や学校給食の無償化に取り組む自治体は実際に増えています。

また、子育て・教育に掛かる家庭負担の軽減は、少子化対策としての子供の増加促進にとっても重要であります。国立社会保障・人口問題研究所が実施した2021年の出生動向基本調査によれば、理想の子供数を持たない理由として子育てや教育にお金が掛かり過ぎるからと回答した夫婦の割合は52.6パーセントであり、妻の年齢が30歳から34歳の夫婦ではこの割合が8割に達しています。子ども医療費支給や給食費の無償化を通じて子育て世帯の負担を軽減していくことは、出生率の向上や子供の増加にもつながるものと期待されています。

国においても子育て・教育に掛かる家庭負担軽減に向けた議論や検討はなされておりますが、全国一律の予算措置が見通せる状況にはまだ至っていません。財源の課題はありますが、無償化を実施している自治体も、必ずしも十分な財源があるとは言えないにもかかわらず実施しているところもあります。それは、多くの自治体が独自に財源捻出に努力をしたうえで実施することで国へ取組の実施を迫っているということでもあります。京都市としても、国や府に予算措置を求めるといふことだけにとどまらず、独自財源の確保にも努め、できる限り早期にこれらの取組が実施に向けて道筋を付けていくことが必要であるということを示し上げておきます。京都市としても、他都市に負けない子育て世代の支援をしていくのだというメッセージを具体的な政策で見せていくことが、若い世代に選ばれる未来の千年都市を作っていくことになるのではないのでしょうか。

本条例案には反対をいたしますが、今後も市会として、より社会全体で子供の育ちを支えることができる京都市の実現を目指して、限りある財源を有効に使い、よりよい政策及び施策の実施に向けて活発に議論をしてまいりましょう。それぞれの会派・議員の皆様はそのことを呼び掛けまして私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第143号ないし議第148号及び議第189号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第16号及び市会議第17号を一括表決に付します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、議第161号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案19件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直） 日程第7、議第136号ないし議第139号、議第171号ないし議第180号及び議第182号京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について、ほか14件、以上15件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、兵藤しんいち議員。

〔兵藤まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（兵藤しんいち） 本委員会に付託されました議第136号京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について、ほか14件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月5日に、議第136号から139号及び171号から178号の12件については都市計画局に対し、議第179号、180号及び182号の3件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第136号建築基準条例の一部改正については、理事者から、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正の施行に伴い一部改正される建築基準法の趣旨に沿って主要構造部の定義を引用する同条例中の規定について特定主要構造部の新設に伴い規定を整備するほか、その他規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、特定主要構造部や強化防火区画の適用が想定される具体的な施設、特定主要構造部や強化防火区画を用いた施設の適法性を確認する方法などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第137号伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部改正については、理事者から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、建築基準法の一部が改正されたことに伴い規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、民間検査機関による建築確認が更に増えることで行政の建築主事の役割が失われることへの懸念、民間に任せるだけでなく本市独自で建築主事の技術育成や従事者の増員を図る必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第138号地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、理事者から、京都市都市計画審議会の議を経て変更した吉祥院宮ノ東町地区、西京桂坂地区及び向島国道1号周辺地区の各地区計画のうち、建築基準法に基づく建築確認及び検査等の対象とするものを条例に規定することで、地区計画をより実効性のあるものにしようとするものであるとの説明がありました。これに対し、まず、吉祥院宮ノ東町地区計画については、高さ規制の緩和の影響を強く受ける近隣住民に対して丁寧に詳細な説明を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。次に、西京桂坂地区計画については、地域住民が民泊規制に動いた経緯、市内周辺地域への観光の分散化の流れもある中で当該地区で地区計画による民泊規制が行われることに対する受止め、住民の声を受けて行政が主体的に適切な対応策を検討すべきであるとの指摘、暮らしとの調和を図る一方で、地域の活力をつくる観点も含めて民泊の在り方を検討する必要性、民泊に対して関係部局や地域住民と連携し住環境を守る取組を進める必要性などについて質疑や御意見がありました。次に、向島国道1号周辺地区については、建築物の日陰による周辺の営農環境への影響、環境政策局と連携し当該地域の動植物の生息状況を調査し把握する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第139号錦林市営住宅新K2棟及び新K3棟（仮称）新築工事請負契約の締結については、理事者から、錦林市営住宅新K2棟及び新K3棟（仮称）新築工事について請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、入居者の高齢化の解消に向けて若い世代に入居してもらえるよう住戸数を確保するなど抜本的に団地再生計画を見直す必要性、整備する住戸面積を誘導居住面積水準まで引き上げた計画に改めるべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第171号から178号指定管理者の指定、以上8件については、理事者から、醍醐駐車場ほか21施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、嵯峨鳥居本町並み保存館周辺に公衆トイレが不足している影響で観光客が頻繁に同保存館のトイレを利用する状況を踏まえて同保存館の維持管理予算を確保する必要性、市営住宅への指定管理者制度の導入に係る入居者への説明状況、指定管理者制度を導入するまでもなく本市が市営住宅の入居者のニーズに沿った行政施策を実施することは可能であるとの指摘、市営住宅の指定管理者の選定に当たってノウハウを持つ民間事業者を排除するような結果となっていることへの指摘、久我の杜生涯学習プラザについて従業員の勤務状況など現場の状況を

把握するとともに指定管理料を十分に確保する必要性、京都駅八条ロタクシー待機場において生じている様々な課題への柔軟かつ速やかな対応が求められていることを踏まえ、本市が直営で指導監督する体制に見直す必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第179号市道路線の認定及び議第180号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行により建設する道路など合計7路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ、隣接土地所有者から廃止の申請があった合計7路線の全部又は一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第182号損害賠償の額の決定については、理事者から、街路樹管理のかしに起因する事故に係る損害について、本市が賠償することで合意し示談するため、損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、損害賠償額の算出根拠及び賠償額の妥当性、春先にケヤキの全数調査を行っていたにもかかわらず枯れ枝を発見できなかった要因、点検の委託業者が変わってもしっかりと点検できる体制を整える必要性、近年の異常気象等を踏まえて対策を見直す必要性、新たに実施する調査に必要な人員体制などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第137号から139号、174号及び178号については反対し、その他の議案についてはいずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第137号から139号、174号及び178号については多数をもって、残余の議案10件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。井崎敦子議員。

〔井崎敦子議員登壇（拍手）〕

井崎敦子議員 私は、議第138号の地区計画の中で向島国道1号周辺地区計画に反対し、討論いたします。

巨椋池の干拓により一大農業地帯として米や野菜が生産されてきたこの地域は、農地でありながら渡り鳥の飛来地となっており、シギ、チドリの餌場、カヤネズミの生息地としても有名です。また、西日本最大のツバメの営巣地である伏見のヨシ原ツバメのねぐら入りにも隣接しています。土壌には水生生物の埋土種子が貯蔵されており、シードバンクとしての価値も高く、全国的に少なくなった原野の環境を残す自然景観を保っています。

今回の地区計画は、地域未来都市促進法における重点促進地域に設定し、事業者が購入された土地ごとに、産業観光局において土地利用調整計画が立てられ、要件に当たる場合には環境政策局所管で環境アセスメントが実施され、その後、都市計画局において地区計画が作られています。区画ごとに手続が違うこの手法では、促進地域全域をふかんし周辺環境に配慮した開発が行われるかどうか疑問が残ります。

京都市の環境影響評価等による条例によって、5万平米以上で高さが31メートル以上の建物を計画する場合は環境アセスメントが必要となり、今回の場合、A地区は環境アセスメントの対象、B地区は対象外となっています。このアセスメントも配慮書の手続にのっとり、生物多様性については文献調査のみと聞いています。これでは貴重な生物多様性の宝庫である同地区全域の環境に配慮することは難しいのではないのでしょうか。環境先進都市として現行の手法を見直し、地域全体の環境と開発の調和を図っていただくことを求め、討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第138号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第137号、議第139号、議第174号及び議第178号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のと

おり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案10件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第8、議第134号及び議第150号京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

産業交通水道委員長の報告を求めます。産業交通水道委員長、平山たかお議員。

〔平山産業交通水道委員長登壇（拍手）〕

**産業交通水道委員長（平山たかお）** 本委員会に付託されました議第134号京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月29日の本会議において付託を受け、12月5日に、産業観光局に対し質疑を行った次第であります。

まず、議第134号農業委員会の委員等に関する条例の一部改正については、理事者から、現在の農地利用最適化推進委員の任期が令和7年3月に満了するため、次期委員を選任するに当たり、農業委員会等に関する法律施行令で定める定数の基準に従い、定数を改定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、現在の委員の選出方法及び定数の妥当性に対する認識、委員の定数加算に係る特例措置を適用しない理由、定数の減少による委員の負担等への影響に係る地域への説明状況、農地によって委員一人当たりが受け持つ農業者数や地理的な条件が異なることを踏まえ定数を増やす必要性、農地の保全及び活用に係る今後の展望などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第150号指定管理者の指定については、理事者から、勸業館の指定管理者として株式会社京都産業振興センターを指定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、前回の指定管理者の選定時の付帯決議を踏まえた今回の指定管理者募集に係る取組内容、伝統産業ミュージアムの観覧料の設定後1年間における来館者数や観覧料収入等に係る当初目標の達成状況、指定管理者における伝統産業の後継者の発掘及び育成に向けた取組を後押しする必要性、京都の食文化を取り入れた飲食の提供など好調なインバウンド需要を取り込めるよう取り組む必要性、空きスペースを活用し子供の食事用スペースや親子で楽しめる場の提供などに取り組む考え、子供を対象としたイベント等を通じて文化や芸術に触れながら子育てができるという本市最大の魅力をみやこめっせから発信する考えなどについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属の委員はいずれも原案に賛成する。共産党議員団は議第134号については反対し、議第150号については原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第134号については多数をもって、議第150号については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第134号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第150号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第9、議第206号令和6年度京都市一般会計補正予算を議題といたします。

議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治）本議会に追加提案いたしております議第206号令和6年度京都市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

この度の補正予算は、過日、国において閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯への給付を行う経費として、全額、国庫支出金を財源に計84億1,900万円を緊急に補正しようとするものでございます。具体的には、住民税非課税世帯の方に対し1世帯当たり3万円を給付するとともに、当該世帯の子供一人当たり2万円を給付するものでございます。なお、先日の環境福祉委員会で御報告いたしましたとおり、国から詳細な制度要綱等が発出され次第、速やかに支給できるよう取り組んでまいります。

これまでの様々な給付事業等と同様に、この度の追加補正予算につきましても、迅速な給付に向け審議日程に御配慮いただいたことに感謝申し上げます。

議案の概要は以上のとおりでございます。御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村義直）これより表決を採ります。本案は、委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第10、議第207号京都市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（西村義直）日程第11ないし日程第15、諮第5号人権擁護委員の推薦について、ほか4件、以上5件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本件は、説明及び委員会付託を省略のうえ、諮問のとおり可と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のとおり可と認めることに決しました。

議長（西村義直）日程第16及び日程第17、市会議第18号「103万円の壁」を早急に解消することを求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第18、市会議第20号慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第19、市会議第21号能登半島地震の復興支援及び京都と北陸を結ぶ特急「サンダーバード」の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第20、市会議第22号自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第21、市会議第23号裏金問題の真相解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。山田こうじ議員。

〔山田こうじ議員登壇（拍手）〕

山田こうじ議員 日本共産党京都市会議員団は、裏金問題の真相解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案に賛成いたしておりますので、その理由を述べ討論します。

この1年の世相を反映した言葉を選ぶ2024新語・流行語大賞が2日発表されました。トップテンには、自民党の派閥のパーティー券収入を巡る裏金問題が選ばれました。総選挙で石破首相は裏金議員の一部を非公認とし、これがどれほど厳しいものかと処分の重さをアピールしました。ところが実際には、裏金非公認候補にも非公認候補と同額の2,000万円を配っていたことが、しんぶん赤旗の調査で明らかとなりました。非公認と言いつつ事実上の裏公認であり、全く無反省であったことがいよいよ明らかとなりました。こうした裏金問題の国民の怒りが総選挙で与党を過半数割れに追いこんだのです。

しかし、いまだに自民党などは、個人献金も企業・団体献金も違いはないと、企業・団体献金禁止に背を向けています。企業は利益を求めるのが目的であり、企業献金は本質的に賄賂性があります。さらに大企業には個人とは比べものにならない資金力があります。

国民が、自分の支持する政党に寄付をするのは政治に参加する当然の権利ではありますが、参政権を持たない企業が多額の資金で政治をゆがめるのは、国民の参政権を侵害するものであります。経団連は自民党の消費税増税や法人税率の引下げなどの実績を評価し、企業に寄付を呼び掛けています。財界・大企業が要求する政策を国民の反対があっても押し切って進める背景に企業・団体献金があることは明らかであります。巨額の受注で大もうけしたお金が、巨額の献金として自民党に還流していることが自民党の国民政治協会への献金と関連事業の受注額に示されています。おおむね10年間を見ると、原子力協会会員企業の自民党への70億円超の献金の結果、電力各社から会員企業への関連の支出は18兆7,006億円。日建連会員企業は20億円超の献金で27兆円の受注、三菱重工など防衛産業上位10社の献金は19億円で11兆円の受注、マイナンバー事業受注大手5社の献金は7億円超に対し2,810億円の受注となっているではありませんか。主権者・国民一人一人に依拠することこそ民主権の政治のあるべき方向であり、企業団体献金は禁止すべきものであります。そもそも、30年前、政治家個人への企業団体献金は禁止した一方、政党支部とパーティー券は温存する抜け道が作られたことが利権政治の温床となりました。裏金問題の真相解明と企業団体献金の全面禁止することこそ必要です。

以上、裏金問題の真相解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案への同僚議員の皆さんの賛同を

強く求め、討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第22、市会議第24号紙の保険証廃止の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。西野さち子議員。

〔西野さち子議員登壇（拍手）〕

西野さち子議員 日本共産党京都市会議員団は、紙の保険証廃止の撤回を求める意見書案を提案しておりますので、日本共産党市会議員団を代表して賛成討論を行います。

さきの衆議院選挙では、裏金問題と共に保険証廃止問題が大きな争点になり、国民の声を聴かずに強引に進める与党が過半数を割る結果になりました。石破首相は総裁選挙のときは、納得しない人がいっぱいいれば併用も選択肢として当然だと言っておられました。納得しない人はいっぱいいるわけですから、廃止を一旦止めるというのが筋だと思います。既に12月2日に新規の保険証発行が停止されましたが、全国保険医団体連合会、日本難病・疾病団体協議会、中央社会保障協議会、NGO団体、その他障害者団体や医療関係者など多くの皆さんが、現行の保険証を残してと声を上げておられます。政府は11月までにマイナ保険証の利用率を50パーセントにしたいとしましたが、15.67パーセントにとどまっています。

マイナ保険証の利用が伸びない要因は、マイナ保険証によるトラブルが続いているからです。全国保険医団体連合会の調査では、トラブルがあったと答えた医療機関が7割に上っており、資格確認ができないことや一部負担金の割合の誤登録、カードリーダーの接続不良や有効期限切れなどトラブルの多くはシステムの根幹に関わるもの。マイナ保険証の対応に困難を抱える現場からは、不安の声が尽きないと指摘されています。そもそも交付が義務付けられている健康保険証と任意取得のマイナンバーカードを組み合わせることに問題があるのです。京都市においても、被保険者の中でマイナ保険証を持っている方と持っていない方を区別するための煩雑な手間が掛かります。そのため、全ての被保険者に資格確認書の発行を決めた自治体もあります。全国の議会では、11月末現在で少なくとも38都道府県222自治体で保険証の存続を求める請願・陳情が採択されています。

国民皆保険制度を守り、医療が受けられない方を生まないためにも、紙の保険証の新規発行を復活させ廃止の撤回をすべきことと、それまでの間は全ての被保険者に資格確認書を発行すべきことを強く申し上げて私の賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第23、市会議第25号物価高騰等に対する事業者支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。平井良人議員。

〔平井良人議員登壇（拍手）〕

**平井良人議員** 日本共産党市会議員団は、物価高騰等に対する事業者支援を求める意見書案に賛成の態度を表明しておりますので、会派を代表して討論します。

賛成する理由は、現在政府により国会に上程され審議中の補正予算では、物価高騰にあえぐ中小・小規模事業者の倒産・廃業・休業を食い止めることにならないからです。補正予算に掲げられている賃上げ環境の整備に対する予算では、高付加価値・生産性向上という言葉が並び、実際に中小・小規模事業者の成長を後押しするような政策はありません。すなわち、中小・小規模事業者を対象にしたものになっていないと言えます。生産性に関わりなく、賃上げに関わる支援を国が先頭に立って行うべきです。さらに、重点支援地方交付金において、奨励事業メニュー分として地方への配分6,000億円が組み込まれていますが、毎月々続いている物価高騰に見合った支援を行うには、地方交付金をその何倍もの額に引き上げ、全ての中小・小規模事業者を応援できるよう予算額の増額を行い、自治体の柔軟な対応ができる交付金にすべきです。京都市においても、国の交付金待ちとならず、独自の中小・小規模事業者支援を行うことを要望しておきます。

融資については、コロナ禍が長期間化する中で、中小・小規模事業者の実態を一定反映した融資制度が構築されましたが、既にその返済が始まっています。この間の京都市経営動向実態調査の中で、融資の利用状況等の付帯調査が行われ、コロナ禍のゼロゼロ融資を利用した事業者が61.1パーセントと多数になっています。政府によるマイナス金利政策の見直しにより金利が上がり、そのことが経営を圧迫する一つの要因となっています。コロナ禍対応のゼロゼロ融資を別枠にすれば、金利上昇の下で、資金繰りが厳しく窮地に陥っている事業者の経営を立て直すことも可能です。これから年末を迎え、取引先への支払や融資の返済等が大きくなる時期に倒産・廃業・休業を生まないよう国が率先して全ての事業者を対象に対策を打つことが求められています。

意見書への皆さんの賛同をお願いして討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第24及び日程第25、**市会議第26号第一種低層住居専用地域における届出要件や運用の厳格化を求める決議**について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第26、**市会議第28号行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議**についてを議題といたします。

案の説明を求めます。寺田一博議員。

〔寺田一博議員登壇（拍手）〕

**寺田一博議員** 今般、自由民主党京都市会議員団、維新・京都・国民市会議員団、公明党京都市会議員団、民主・市民フォーラム京都市会議員団、繁議員はじめ無所属4名により共同提案をしております行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議につきまして、代表し提案説明を申し述べさせていただきます。

本市においては、議員の報酬額及び市長、副市長の給料額について議論するため、23年ぶりに特別職報酬等審議会が開催されています。一方、行政員の報酬については、本市も含め約半数の政令指定都市が月額制を採用していますが、本市では、その報酬額は市長等と同様に長年にわたって改定されていません。行政委員の報酬額及び支払方法は、常に市長から独立した機関として重い責任と職務権限の執行を担っており、任期中の活動の制限が課されている職責及び勤務実態を踏まえた適正なものではなくてはなりません。例えば、選挙管理委員においては、選挙の在り方に関して公職選挙法の改正も検討されている状況や、教育委員会

は、少子化やGIGAスクール構想など教育環境がさま変わりするなど各行政員の職務内容も多様化、複雑化しています。よって今日の社会情勢等も十分に踏まえつつ、行政委員の報酬の在り方について外部の第三者の意見を聴取し、改めて検証したうえで、必要に応じ所要の措置を講ずるように求めるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。（拍手）

**議長（西村義直）** お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。こうち大輔議員。

〔こうち大輔議員登壇（拍手）〕

**こうち大輔議員** 維新・京都・国民市会議員団は、市会議第28号行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議について賛成するとの態度を表明しておりますので、会派を代表し討論いたします。

この決議は、本市の行政委員会の委員について報酬の在り方についての検証及び措置を求めるものでありますが、とりわけ我が会派におきましては、これまで、選挙管理委員について、宇佐美議員が平成28年3月の本会議代表質疑において、また、菅谷議員が令和6年10月の決算特別委員会において、報酬を月額制から日額制に改めるべき旨の提言を行っているところであります。

行政委員の報酬は、京都市報酬及び費用弁償条例において定められておりますが、例えば、選挙管理委員の報酬の上限は、市選挙管理委員会の委員長が月額30万円、それ以外の委員が月額27万円、また区選挙管理委員会の委員長が月額12万1,000円、それ以外の委員が月額10万7,000円と定められております。確かに、選挙管理委員には、選挙の管理執行や啓発に加え、任期を通じて京都市と請負関係にある法人の役員への就任制限などといった身分上の制限や選挙運動の禁止などが課されております。また、近年では、ポスター掲示場への無関係な広告等の貼付けや、SNSを用いた選挙や候補者に関する虚偽・誤情報の拡散といった新たな課題が生じるなど、選挙を取り巻く情勢は複雑・多様化してきており、そのような状況下で適切かつ公正な選挙の管理執行が求められる選挙管理委員は、独立した機関としての重い責任を担われていることは十分に認識をしております。

しかし、選挙管理委員が勤務を要する日の多い少ないは、選挙の有無により大きく左右され、選挙がないときの委員の活動は平均月1回の定例会への出席が主となっていることなどを踏まえると、月額制よりも日額制で勤務日数に応じた報酬を支給することが、実態に即した取扱いであると考えているところです。選挙管理委員に限らず、行政委員の報酬については京都市では長年にわたり見直しが行われていないところです。

したがって、今日の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、報酬額や支給方法が当該委員の職責、勤務の状況などに照らして適切なものとなっているか市民に十分に納得をしていただけるよう、行政委員全体についてその報酬の在り方を検討し、必要な措置を講じるべきであることを申し述べ賛成討論といたします。

（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第27、市会議第29号北陸新幹線の延伸ルートについて住民投票等により広く市民意見聴取を求める決議についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 以上をもって今11月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午後0時21分散会〕



議 長 西 村 義 直  
署名議員 森 田 守  
同 大 津 裕 太